

## 委託契約書

北海道(以下「甲」という。)と\*\*\*\*\*(以下「乙」という。)とは、業務の委託について次のとおり契約する。

### (委託業務)

第1条 甲は、別表第1に掲げる甲の指定する医療機関(以下「丙」という。)内における、次に掲げる業務

(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 案内業務を行うこと
- (2) 外来及び入退院の受付業務を行うこと
- (3) 窓口会計収納業務を行うこと
- (4) 料金計算業務を行うこと
- (5) 診療報酬請求業務を行うこと
- (6) カルテ管理及び診療情報管理業務を行うこと
- (7) マスター管理業務を行うこと
- (8) 自賠償等請求業務を行うこと
- (9) 人間ドック・健康診断受付業務を行うこと
- (10) 外来・病棟等連絡業務を行うこと
- (11) その他医事関連業務を行うこと

### (処理の方法)

第2条 乙は、委託業務に関し、別紙委託業務処理要領(以下「要領」という。)により委託業務を処理しなければならない。

2 前項の要領に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

### (委託期間)

第3条 委託期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

2 契約期間中における業務実施日及び業務実施時間は、要領のとおりとする。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

### (委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として、金\*\*\*\*\*(うち消費税及び地方消費税の額金\*\*\*\*\*(月額 金\*\*\*\*\*(円) 但し、4月分は\*\*\*\*\*(円))を乙に支払うものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求を受理した日から30日以内に、前月分の月額委託料を支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 委託料の支払場所は、北海道病院事業企業出納員の勤務の場所とする。

(契約保証金)

第 5 条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第 6 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 7 条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(総括業務担当員等)

第 8 条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導にあたる総括業務担当員及び丙ごとに業務担当員を定め、乙に通知するものとする。総括業務担当員及び業務担当員を変更した場合も同様とする。

2 総括業務担当員は、業務担当員を総括するものとする。

(総括業務処理責任者等)

第 9 条 乙は、委託業務の処理について総括業務処理責任者並びに丙ごとに業務処理責任者及び業務処理責任者代行を定め、遅滞なく、その氏名を甲及び丙に通知するものとする。

2 乙は、丙ごとに委託業務に従事する従業員を定め、遅滞なく、その氏名を甲及び丙に通知するものとする。この場合において、従業員 2 名以上を定める場合は、そのうち 1 名を業務処理責任者、もう 1 名を業務処理責任者代行と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。

3 前 2 項の規定は、総括業務処理責任者、業務処理責任者、業務処理責任者代行及び委託業務に従事する従業員に異動があった場合に準用する。

4 総括業務処理責任者は、業務処理責任者、業務処理責任者代行及び委託業務に従事する従業員を総括するものとする。

5 乙は、委託業務に従事する従業員には常に清潔かつ端正な服装を着用させるとともに、乙の発行する身分証明書を常時携帯させなければならない。

6 乙は、委託業務に従事する従業員に関する諸法令上の一切の責任を負うものとする。

(従業員の配置等)

第 10 条 乙は、委託業務を速やかに処理できるよう委託業務に従事する従業員の適正な配置を行うものとする。

2 乙は、委託業務に従事する従業員の交替を行うときは、委託業務の処理に支障の生ずることのないよう配慮しなければならない。

3 乙は、従業員間の紛争等による影響を甲及び丙並びに甲及び丙の関係者に与えてはならない。

4 甲は、総括業務処理責任者、業務処理責任者、業務処理責任者代行又は委託業務に従事する従業員が、委託業務の処理上著しく不相当と認めるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

- 5 乙は、前項の請求があったときは、その日から 10 日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(施設の使用等)

- 第 11 条 丙は、乙が委託業務を処理するために要する室を指定し、当該室に備える別表第 2 に掲げる備品を乙に無償で供与するものとする。
- 2 乙は、指定された室及び供与を受けた備品について善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに指定された室を現状に回復し、明け渡さなくてはならない。
- 4 乙は、供与を受けた備品が不用となったときは、速やかに、甲に返還しなければならない。

(疑義の確認)

- 第 12 条 乙は、委託業務遂行上疑義を生じた場合には、主観的に判断することなく、関係法令等を十分に勘案の上、甲又は丙と協議して、関係機関等へ照会するなど、その取扱について精査を行ったのち業務を行うものとする。

(報告義務等)

- 第 13 条 乙は、17 時 30 分までに、当日の収納金業務に関し、丙の指定する書式により企業出納員に報告しなければならない。ただし、江差病院については 18 時 00 分まで、緑ヶ丘病院については 18 時 30 分(夜間外来時については 20 時 00 分)までに、報告しなければならないものとする。
- 2 乙は、翌日 9 時 00 分までに前日の業務に関し、甲の指定する書式により業務担当員(業務担当員が不在の場合は代理の者)に報告しなければならない。また、当月の業務終了後速やかに、実施した業務に関し甲の指定した書式により丙に報告しなければならない。
- 3 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに、甲又は総括業務担当員若しくは業務担当員と協議しなければならない。
- (1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき
  - (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき
  - (3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき
- 4 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は総括業務担当員若しくは業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(調査等)

- 第 14 条 甲又は丙は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該業務の処理について適正な履行を求めることができる。

(法令等の改正対応)

- 第 15 条 乙は、委託業務に関連する法令等の改正等がある場合は、甲又は丙と十分協議の上、乙の責任と負担によりこの改正等に対応するものとする。

(電算処理システムの変更・修正等への対応)

第 16 条 乙は、委託業務を処理するにあたり、診療報酬の改定等に伴う電算処理システムの変更・修正等がある場合で、入力方法等に変更があるときは、丙が別に契約する電算機業者の説明等に基づき、この変更・修正等に対応するものとする。

(業務処理期限等)

第 17 条 乙は、要領に定める委託業務について、丙が指定する期限までに処理しなければならない。

2 乙は、その責めに帰することができない理由その他正当な理由により、処理期限までに業務を完了することができないことが明らかとなったときは、丙に対して、理由を付した書面の提出をもって、処理期限の延長を求めることができるものとする。この場合、その延長期間は、丙乙協議して定める。

3 前 2 項による業務延長が丙と別に契約する電算機業者に起因するときは、その業務の賠償について甲と丙と乙及び電算機業者が協議して定める。

(秘密の保持等)

第 18 条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た個人情報に係る秘密その他の秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た個人情報に係る秘密その他の秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(所有権)

第 20 条 この契約を遂行するために作成されたマスター類の所有権は、丙に帰属するものとする。

(事故報告)

第 21 条 乙は、委託業務の処理にあたって、事故の発生その他の理由により委託業務の正常な履行に支障が生じたとき、又は生じる恐れがあると認めるときは、適切な措置を講ずるとともに、直ちにその旨を口頭により丙に報告し、遅滞なくその旨を書面により丙に報告しなければならない。

(契約の解除)

第 22 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められるとき。

(3) 第 24 条に規定する理由によらないでこの契約の解除の申出をしたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する

暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、第 1 項の規定により、この契約が解除されたときは、甲に対して、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定により、この契約が解除された場合において、この契約に係る契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保は甲に帰属し、甲は当該契約保証金又は担保をもって前項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の 10 分の 1 に相当する額に不足するときは、乙は、当該不足額を甲の指定する期間内に納付し、契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を超過するときは、甲は、当該超過額を返還しなければならない。

第 23 条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下この条及び第 24 条において「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第 17 条において同じ。)を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 3 条第 2 項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)が提起されなかったとき。

(2) 乙が納付命令(独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第 24 条において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。)

(3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定し

たとき。

- (5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合(当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。))又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。))における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札又は北海道財務規則(昭和 45 年北海道規則第 30 号)第 165 条第 1 項若しくは第 165 条の 2 の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。))。
- (6) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条(独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

第 24 条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が賠償すべき損害額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

#### (損害賠償)

第 25 条 第 22 条の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、委託料の 100 分の 10 に相当する額の賠償金を甲の指定する日までに支払わなければならない。

2 第 22 条第 1 号から第 3 号までの規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保は甲に帰属し、甲は当該契約保証金又は担保をもって前項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が委託料の 100 分の 10 に相当する額に不足するときは、乙は、当該不足額を甲の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が委託料の 100 分の 10 に相当する額を超過するときは、甲は、当該超過額を返還しなければならない。

3 第 23 条又は前条の規定によりこの契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 前 2 項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

6 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするもの

とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第 26 条 乙は、この契約に関して、第 23 条の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の 10 分の 2 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 5 号までに掲げる場合において、排除措置命令、納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 項に規定するものであるとき又は同項第 6 号に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の 10 分の 2 に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前 2 項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第 27 条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約保証金返還請求権、委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約の変更)

第 28 条 委託業務の内容に著しい影響を与える事情が生じたときは、甲乙協議の上、契約の内容を変更できるものとする。

(事務の引継ぎ)

第 29 条 この契約が満了したとき、又は解除された場合は、乙は、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対し事務を引き継がなければならない。

(管轄裁判所)

第 30 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第 31 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第 1 乙は、この契約による業務を処理するために、個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

### (秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

### (目的外収集・利用の禁止)

第 3 乙は、この契約による事務を処理するために、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

### (第三者への提供制限)

第 4 乙は、この契約による業務を処理するため甲又は丙から提供された個人情報が記録された資料等を、甲又は丙の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (複写・複製の禁止)

第 5 乙は、この契約による業務を処理するため甲又は丙から提供された個人情報が記録された資料等を、甲又は丙の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (提供資料等の返還等)

第 6 乙は、この契約による業務を処理するために、甲又は丙から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに甲又は丙に返還するものとする。ただし、甲又は丙が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

### (事故の場合の措置)

第 7 乙は個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲又は丙に報告し、甲又は丙の指示に従うものとする。

### (契約の解除及び損害賠償)

第 8 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除、又は損害の賠償を請求することができるものとする。